

見 積 競 争 の 公 告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 筑波大学附属病院退院時に係るベッドメイキング業務
- (2) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (3) 実 施 期 間 令和7年5月3日から令和8年4月30日までとする。
- (4) 業 務 場 所 仕様書のとおり

2. 仕様書等関係書類交付場所

仕様書等関係書類は、本学ホームページ「物品等見積競争情報」において公開するので、本競争に参加を希望する場合は、下記 URL よりダウンロードすること。

物品等見積競争情報：<http://zaimuhp2.sec.tsukuba.ac.jp/public/procurement3.php>

3. 見積書の提出場所等

- (1) 場 所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
- (2) 連 絡 先 (担当) 齋藤 電話番号 029-853-3541
- (3) 見積書提出期限 令和7年4月28日15時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 見積書には、月額（1日につき40床まで）及び41床以降1床ごとの単価に予定数量を乗じて得た予定金額の総額を記載すること。
なお、落札者の決定に当たっては、見積書に記載された総合計金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。なお、契約に当たっては、見積書に記載された月額（1日につき40床まで）及び41床以降1床ごとの単価に基づき単価契約とする。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和7年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 病院でのベッドメイキング実績を有すること。

6. 契約書の作成等

契約の締結に当たっては、請書を作成する。(契約保証金は免除)

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和7年4月21日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和7年4月28日15時00分
場所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学附属病院
けやきアネックス棟3階308室
- 2 見積書作成の注意
 - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
 - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
 - (3) 日付を必ず記入すること。
 - (4) 見積は、月額（1日につき40床まで）及び41床以降1床ごとの単価に予定数量を乗じて得た予定金額の総額を記載すること。なお予定数量は下記のとおりとする。
 - ① 月額（1日40床まで）に対する予定数量：12月
 - ② 41床以降の1床ごとの単価に対する予定数量：427床
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された総合計金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 6 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
 - ・ 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
http://www.tsukuba.ac.jp/public/ho_kisoku/s-03/s-03.html
 - ・ 役務提供契約基準
<http://www.tsukuba.ac.jp/public/bid.html#kijun>

仕 様 書

件 名：筑波大学附属病院退院時に係るベッドメイキング業務

(共通事項)

1. 業務概要

本学附属病院の各ナースステーションから提示される交換業務依頼書兼確認書(以下「指示書」という。)に基づき、空きベッドのベッドメイクを実施する。

なお、1日70床以内のベッドメイクが実施可能な人員を配置するものとし、71床以上の要請に対しても可能な限り対応すること。

2. 業務期間・業務時間

業務期間については、令和7年5月3日から令和8年4月30日までの土曜日を業務日とする。(別紙のとおり)

業務時間については、9時から17時までとする。なお、休憩時間については、12時から13時までの1時間とする。

3. 契約金額

契約金額は月額(1日につき40床まで)と41床以降1床ごとの金額を定めるものとする。

4. 代金の支払い

請負代金は、1ヶ月毎に支払うものとし、当該業務履行確認後、適法な請求書を受理した日より40日以内に支払うものとする。

5. その他

(1) 請負者は、本仕様書に基づき、常に善良なる管理者の注意をもって業務を履行するものとする。

(2) 請負者は、従事者に伝染性の強い感染症又は、感染性疾患等罹患し、もしくは罹患している疑いのあるときは、その者を業務に従事させてはならない。また、請負者は従事者に、以下に記す抗体検査等を必ず行い、別添の健康調査票を提出し業務に従事すること。(健康調査票の指定の項目が証明及び検査方法が明記されていれば、書式は問わない。)

- ・麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎

抗体陰性あるいは未検査の場合ワクチンを接種すること。

- ・B型肝炎

抗体陰性者は2回以上ワクチンを接種すること。

上記事項について、業務開始後、健康調査票を提出せずに院内感染の原因になった場合は、請負者はかかる損害の賠償責任が問われる可能性があることを理解するものとする。

(3) 請負者は業務従事者の教育指導に万全を期し、勤務態度、服装、風紀及び衛生等について十分管理するものとする。

(4) 請負者は、業務上知り得た事柄を他に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

また、作業従事者は、本学附属病院を退いた後も、業務上知り得た事柄を他に漏らしてはならない。

(5) 請負者は業務中に第三者または建物に損害を与えた場合には、直ちに施設管理責任者に

報告し、請負者の責任で原状回復または損害賠償の責を負うものとする。なお、業務中第三者から危害を加えられた場合、本学附属病院は損害賠償の責を負わないものとする。

- (6) この契約についての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

(業務実施要領)

1. 実施するベッド数については、前日（金曜日） 17 時までに看護部が、実施する病棟に連絡する。実施を受ける病棟は、当日（土曜日）の朝「指示書」を受け渡すまでに実施をする病室及びベッド番号を記入する。その際、前日（金曜日）より実施するベッド数に追加が出た場合も記載してかまわない。なお、「指示書」に記入された以外の当日の緊急な要望には対応しないものとする。
2. 作業従事者は、「指示書」を確認し、各病棟において、新規のベッドメイクセット(以下「新規セット」という。)を作るものとする。
新規セットは、各病棟の清潔リネン室にある布団等を利用するものとする。
なお、新規セットとは、布団、タオルケット、シーツ、枕、ピロケースから構成されているセットをいう。
3. 作業従事者の内 1 名は、連絡用として、PHS を装備するものとする。
4. ベッドメイク業務は以下の要領で作業するものとする。
 - ① ベッドメイク業務は、二人一組で作業を実施する。
 - ② 使用済みの不潔リネンを剥がし、各病棟の不潔リネン室へ持っていく。(シーツの中にケットなどをくるまないようにする。)
 - ③ 什器備品及び照明器具の上部、棚（表面及び中）、オーバーテーブルの清拭を行う。
 - ④ ベッド周り及び柵、マットレス表面の清拭を行う。
 - ⑤ ナースコールの拭取り、巻取りを行う。
 - ⑥ 新しいシーツを広げる。(この時にシーツに穴やシミが無いか確認する。)
 - ⑦ マットレスの上にシーツを敷き、シーツの線を中央に合わせ足元部分を入れる。
 - ⑧ シーツの側面の四つ角を三角形に折り、垂れた部分をマットレスの下に押し込む。
 - ⑨ 頭部分のシーツを入れる。この時しっかりペアの者とシワの無いよう引っ張る。
 - ⑩ 側面部分のシーツをたるまぬようシーツの中に入れる。
 - ⑪ タオルケットを足元部分に合わせ頭部分に向かい敷く。(この時に穴やシミが無いかを確認する。)
 - ⑫ 布団を敷く。タオルケットの上に被せるようにおく。この時扉と逆の方に結び目が来るようセットする。
 - ⑬ 枕に作ってセットする。この時扉と逆の方に入れ口が来るように設置する。(この時にシーツに穴やシミが無いか確認する。)
 - ⑭ 枕は、平らになるよう入れる。
 - ⑮ 完成した枕は、ベッド頭部分の中央に置き平らになっているか確認する。
 - ⑯ テレビの向きを正面にし、ベッドの位置や高さなどを合わせる。
 - ⑰ 床の清掃（ベッド下などの埃を払う）を行う。
5. ベッドメイク業務を実施する際の留意事項は以下のとおりである。
 - ① 使用済みの寝具と新しい寝具とは絶対に混在させない。
 - ② 空きベッド等に使用済みの寝具を置かない。
 - ③ 清潔リネン室の寝具は常に整理整頓し清潔に保つ。
 - ④ シーツなどに穴やシミがあった場合は、ビニール袋に入れ、穴の場合は「そもう」、シミの場合は「シミ」と記入し、不潔リネン室に持っていくものとする。

別紙

業務年月	業務日	業務日数	1日40床を超える床数(見込)
令和7年5月	3日、10日、17日、24日、31日	5日	20床
令和7年6月	7日、14日、21日、28日	4日	22床
令和7年7月	5日、12日、19日、26日	4日	24床
令和7年8月	2日、9日、16日、23日、30日	5日	34床
令和7年9月	6日、13日、20日、27日	4日	39床
令和7年10月	4日、11日、18日、25日	4日	38床
令和7年11月	1日、8日、15日、22日、29日	5日	51床
令和7年12月	6日、13日、20日、27日	4日	38床
令和8年1月	10日、17日、24日、31日	4日	11床
令和8年2月	7日、14日、21日、28日	4日	46床
令和8年3月	7日、14日、21日、28日	4日	50床
令和8年4月	4日、11日、18日、25日	4日	54床
		51日	427床

請 書 (案)

件 名 筑波大学附属病院退院時に係るベッドメイキング業務

請負代金単価

月額(1日につき40床まで)金	円也(うち消費税額	円)
41床以降1床につき 金	円也(うち消費税額	円)

上記括弧内の金額は、消費税額及び地方消費税額を示し、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金単価に110分の10を乗じて得た額である。

なお、消費税額及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、代金額を決定するものとする。

上記の請負業務について、上記請負代金単価で別紙仕様書及び下記条項によりお請けします。

記

- 1 契約期間は、令和7年5月3日から令和8年4月30日までとする。
- 2 業務実施場所は、国立大学法人筑波大学附属病院とする。
- 3 請負代金は、毎月払とし、当該業務履行確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
- 4 請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。
- 5 契約の細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

令和7年 月 日

国立大学法人筑波大学

分任契約担当役

附属病院長 平松 祐司 殿

請負者